

**カーボン・オフセットの取組に対する  
第三者認証機関による  
認証基準（Ver. 2.0）**

平成 23 年●月●日

環境省

平成 21 年 3 月 18 日 制定  
平成 22 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 23 年●月●日 一部改正

## 目 次

第 1 章 認証基準の趣旨と基本的な考え方 .....	1
1. 認証基準の主旨 .....	1
(1) 認証基準を策定する背景 .....	1
(2) 認証基準を策定する目的 .....	2
(3) 認証基準の位置づけ .....	2
2. 認証基準の基本的な考え方 .....	2
(1) 認証対象となるカーボン・オフセットの取組の類型 .....	2
(2) 認証区分 .....	3
(3) 認証要件 .....	4
(4) 認証の種別と適用される認証要件 .....	4
(5) 認証基準の見直し .....	5
第 2 章 認証の対象と具体的な基準 .....	7
1. 認証の対象等 .....	7
(1) 申請者とオフセット主体 .....	7
(2) 認証の対象となる活動 .....	8
2. 具体的な基準 .....	8
(1) 排出量の認識 .....	8
(2) 削減努力の実施 .....	9
(3) オフセットに用いるクレジット調達等 .....	11
(4) 排出量の埋め合わせ .....	11
(5) 情報提供 .....	13
付表 認証対象と具体的な基準の一覧表 .....	15
参考資料 1 認証基準に基づく申請可能な想定事例 .....	16
参考資料 2 用語集 .....	18

# 第1章 認証基準の趣旨と基本的な考え方

## 1. 認証基準の主旨

### (1) 認証基準を策定する背景

2008年2月に環境省が作成した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（以下、「環境省指針」という。）によると、カーボン・オフセットの取組の意義は、社会を構成する主体が地球温暖化問題を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することにある。このようなカーボン・オフセットの取組を推進するに当たっての課題として、環境省指針では以下の点を挙げている。

#### **（カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、市場の育成の必要性）**

まず、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等に対し、広くカーボン・オフセットの取組に関する理解を広めるとともに、その取組を促進する必要がある。

カーボン・オフセットの取組は、欧米では広く実施されているが、我が国においてはまだ緒についたばかりであり、その効果を実現するためには、カーボン・オフセットの取組の概念やその事例等の情報を幅広く提供するなどし、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の認識を高めていく必要がある。

また、カーボン・オフセットの取組を意識した市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が取り組みやすくするよう、カーボン・オフセットの取組に関する情報の幅広い共有を進めるとともに、カーボン・オフセット関連市場を育成することが必要である。

#### **（カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を確保する上での課題）**

- ① オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること
- ② オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・永続性を確保する必要があること
- ③ オフセットに用いられるクレジットのもととなる排出削減・吸収量が正確に算定される必要があること
- ④ オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント（同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること）を回避する必要があること
- ⑤ オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること
- ⑥ オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要があること

これらの課題への解決策として第三者認証とラベリングの必要性が指摘されており、これに対応するものとしてカーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（以下、「認証基準」という。）を策定する。

## (2) 認証基準を策定する目的

認証基準を策定する目的は、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資するため、環境省指針に基づき、さまざまなカーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築することにある。

特に商品・サービスについては消費者保護、その他については投資家等さまざまな利害関係者に対するアピールにおける信頼性付与の観点から、カーボン・オフセットの取組に係る信頼性の構築が求められており、環境省指針、環境省作成「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」(以下、「情報提供ガイドライン」という。)及び環境省作成「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」(以下、「算定方法ガイドライン」という。)に則した認証基準を設けることとする。

これにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組が普及し、社会全体での排出削減を進展させることを最大の目的とする。

## (3) 認証基準の位置づけ

認証基準は、申請者(例えば、カーボン・オフセット型商品の製造者や販売者、カーボン・オフセット型サービスの提供者、カーボン・オフセット型会議・イベントの開催者、カーボン・オフセット型自己活動を行う者などで、カーボン・オフセットの第三者認証及びラベル発行を受けようとする者)が自らの取組を環境省指針に則したカーボン・オフセットとして認証を受けるためにはどのような条件を満たすべきかを示す基準である。

同時に、認証を行う機関が認証を実施したり、その手続きを整備したりするための基準ともなるものである。

## 2. 認証基準の基本的な考え方

### (1) 認証対象となるカーボン・オフセットの取組の類型

環境省指針ではカーボン・オフセットの取組の主な類型として、市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット(以下、「市場流通型」という。)の取組、及び市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット(以下、「特定者間完結型」という。)の取組の2つに大別している。認証基準はこのうち、「カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することが特に重要である」とされた市場流通型の取組(市場を通じて

広く第三者に流通するクレジットを温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト実施者から直接購入する取組を含む) を対象とする。

## (2) 認証区分

市場流通型の取組は、環境省指針において、以下の3つに分類されている。

### ① 商品使用・サービス利用オフセット

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

### ② 会議・イベント開催オフセット

国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

### ③ 自己活動オフセット

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

商品やサービスを介したカーボン・オフセットの取組の中には、当該商品・サービス等を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際の排出量とは直接関係のない、当該商品・サービスを購入する消費者の個人的な日常生活に伴う排出量をオフセットすることを目的としているものがある。例えば、缶入飲料1本購入につき、消費者一人あたり1日1kgの排出量をオフセットする商品などが当てはまる。

このようなカーボン・オフセットの取組については、消費者の視点からは自己活動オフセットとみなしうる\*が、不特定多数の消費者が関与すること、商品・サービス等の販売者、提供者等が認証申請を行うと考えられることから、④自己活動オフセット支援を設けることとする。

\* 消費者が、消費者自身の日常生活に伴う排出量を自己活動オフセットするのを支援していると考えれば、広い意味で、カーボン・オフセットの取組とみなすことができる。

### ④ 自己活動オフセット支援

商品・サービスを介し、消費者個人の日常生活に伴う排出量を算定対象範囲として、消費者の自己活動オフセットを支援するもの。

以上より、カーボン・オフセットの取組を以下のように分類して認証基準を設けることとする。

＜カーボン・オフセットの取組に対する認証区分＞

- I-1 商品使用・サービス利用オフセット
- I-2 会議・イベント開催オフセット
- I-3 自己活動オフセット
- II 自己活動オフセット支援

### (3) 認証要件

カーボン・オフセットの取組は、環境省指針において、以下のように定義されている。

「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し①、主体的にこれを削減する努力を行うとともに②、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により③、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる④をいう。」

この定義に基づき、カーボン・オフセットの取組に対する認証要件は大まかに4点あると整理できる。これらに加え、環境省指針で示されているカーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保を踏まえたカーボン・オフセットの取組に係る情報提供⑤を加え、5つの要件に基づいて基準を策定する。

以上により、カーボン・オフセットの取組に対する認証要件を以下のように設定する。

＜カーボン・オフセットの取組に対する認証要件＞

- ① 排出量の認識
- ② 削減努力の実施
- ③ オフセットに用いるクレジット調達等
- ④ 排出量の埋め合わせ
- ⑤ 情報提供

### (4) 認証の種別と適用される認証要件

認証基準では、排出量の埋め合わせ（以下、「無効化」という）が認証決定時

より前に完了していることを確認した旨の認証を行う「オフセット済み認証」と、認証決定後に適切な無効化が実施される予定であることが確認できる旨の認証を行う「オフセット予定認証」を設けることとする。

表1 オフセット済み認証及びオフセット予定認証の認証決定時要件

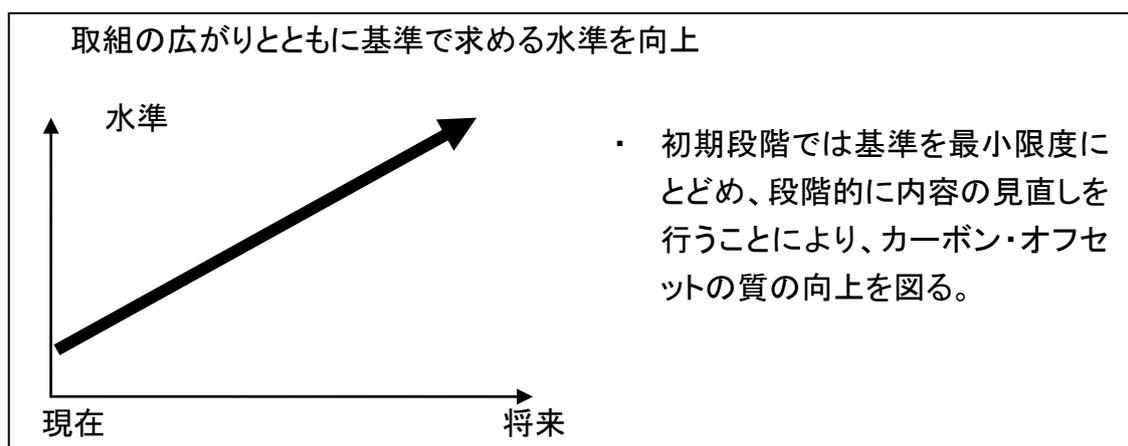
認証要件 \ 区別	オフセット済み認証	オフセット予定認証
① 排出量の認識*	実績値でも推計値でも可	
②削減努力の実施	実績でも計画でも可	
③ オフセットに用いるクレジット調達等	実績	実績でも計画でも可
④排出量の埋め合わせ	実績	計画
⑤情報提供	①から④につき、情報の整合性を確認	

\*実績値を算定する場合は、別に定める時期までに、算定の結果について認証機関へ報告すること。なお、I-3 自己活動オフセットについては実績値の報告を必須とする。

### (5) 認証基準の見直し

認証基準は、カーボン・オフセットの取組としてふさわしいものを広く認証し、これをもってカーボン・オフセットの取組の普及を図ることを前提として策定されているため、段階的に取組の質等を向上させることを目的に普及状況にあわせて、基準は随時見直すこととする。

図 1 認証基準の見直しの方向性



また環境省指針では、『市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会を構成する者が地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であることを意識して、これを「自分ごと」と捉え、主体的に温室効果ガスを削減する活動を

行う。』『カーボン・オフセットから「カーボン・ニュートラル（炭素中立）」、さらに「カーボン・マイナス」にまでつなげていく』とされている。

カーボン・ニュートラルやカーボン・マイナスに向けた取組を推進していくためには現在、諸外国や国内において取り組まれているカーボン・ニュートラルの実情を踏まえ、今後の方向性について早急に検討を進めていく必要がある。

## 第2章 認証の対象と具体的な基準

### 1. 認証の対象等

#### (1) 申請者とオフセット主体

認証基準に則り第三者認証を受ける場合、申請者はラベル使用の対象となる物品等に対する適正管理義務を負う者に限ることとする。適正管理義務を負う者とは、たとえば、I-1商品使用・サービス利用オフセットについてはオフセットに係る商品・サービス等の、製造業者・流通業者・販売業者・サービス提供業者、I-2会議・イベント開催オフセットについては、会議・イベント開催主体、I-3自己活動オフセットについては、オフセットの対象となる活動を現に行う者、II自己活動オフセット支援については、オフセットに係る商品・サービス等の製造業者・流通業者・販売業者・サービス提供業者となる。

なお、申請者から、申請手続きを委託された第三者や企画等を行う事業者も申請の代理をすることができるほか、カーボン・オフセットの取組のうち排出量の算定や、オフセットの無効化といった一部の手続きを第三者に委託等している場合でも申請可能とする。しかし、申請に基づき認証を取得できるのは申請者のみであり、認証を取得した事実を公表し、かつカーボン・オフセットラベルを使用する権利（以下、「認証等の権利」）は申請代理者には帰属しない。

また、申請者は、カーボン・オフセットを行ったと主張できる者（以下、オフセット主体）を明確に設定し、適切に情報提供を行う必要がある。複数の者がオフセット主体であると主張する場合には、別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張することを防止するため（ダブルカウントの防止）、オフセットの主体ごとに帰属するオフセット量を明確にする必要がある。

オフセット主体になりうる者としては、たとえば、I-1商品使用・サービス利用オフセットについてはオフセットに係る商品・サービス等の、製造業者・流通業者・販売業者・サービス提供業者・消費者、I-2会議・イベント開催オフセットについては、会議・イベント開催主体、参加者等があげられる。

表2 認証・ラベル使用に関わる申請者と申請代理者の権利義務関係

申請者	<ul style="list-style-type: none"><li>ラベル使用の対象となる物品等に対する適正管理義務を負っている事業者は認証等の権利を得る。</li><li>申請書記載内容を実施する義務を負う。</li></ul>
申請代理者	<ul style="list-style-type: none"><li>認証等の権利は帰属しない。</li><li>申請者から委託された申請代理業務を行う。</li></ul>
【参考】 オフセット主体	<ul style="list-style-type: none"><li>認証等の権利は帰属しない。</li><li>申請者が設定する。</li></ul>

## (2) 認証の対象となる活動

認証基準に基づくカーボン・オフセットの第三者認証を申請するに際し、認証の対象となる活動（以下、「認証対象活動」という。）と認証有効期間を設定しなければならない。認証対象活動は、Ⅰ－1 商品使用・サービス利用オフセットにおいては商品・サービスの製造・使用等、Ⅰ－2 会議・イベント開催オフセットにおいては会議・イベントの開催に係る活動、Ⅰ－3 自己活動オフセットにおいては自己活動、Ⅱ 自己活動オフセット支援においては商品・サービスを購入する消費者の家庭部門における日常生活等とする。

## 2. 具体的な基準

以下に、認証を取得するにあたっての具体的な基準を定める。

### (1) 排出量の認識

<基準>

#### 1. 温室効果ガスの排出源の把握

認証対象活動における、温室効果ガスの排出源を把握すること。

#### 2. 算定対象範囲の設定

上記 1. で把握した排出源の全部又は一部を算定対象範囲として設定すること。なお、算定対象範囲はなるべく広めにとることが望ましい。

※1 最も排出量の多い排出源を算定対象排出源に含むことが望ましい。

※2 ただし、製品等の原料調達や使用段階のエネルギー消費は必ずしも算定対象範囲に含めなくてもよい。

#### 3. 排出量の算定

上記 2. で設定した算定対象範囲における排出量を算定すること。また、算定方法については以下の基準を満たしていること。

① 信頼性を担保するために、算定式については、算定方法ガイドラインで示される算定式や地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度等で示される算定式等を用いること。

② 算定方法ガイドラインで示される算定レベル 1（活動量及び排出係数の両方について、標準値を用いて計算するもの）以上の算定を行うこと。

ただし、算定方法ガイドラインにおいて、算定レベル 2 以上の算定が推

奨られている場合は、できる限り算定レベル 2 以上の算定を行うこと。

- ③ 活動量については、根拠を明示すること。また、一定の精度を確保可能な測定・管理方法に沿っていること。
- ④ 排出係数については、標準値を採用する場合、当該排出活動の排出係数として一般的に認められている係数であること。また、標準値を採用しない場合は、当該排出係数の根拠を明示すること。なお、算定の際に入手可能な最新の値を用いることが望ましい。
- ⑤ 算定に必要なデータ、算定方法に基づき、過小とにならないように算定すること。
- ⑥ 算定に必要なデータが文書等で記録されており、算定結果が検証可能であること。

#### 4. オフセット量の設定

- ① 上記 1、2、3 に基づき算定した排出量の全部又は一部としてオフセット量を設定すること。一部の場合には、排出量に対して定率（以下、「オフセット比率」という。）又は定量で設定すること。

※ 上記 2.において算定した排出量が、認証対象活動実施後に実績値を用いて算定した排出量と異なる場合には、オフセット量も当該算定排出量に修正することが望ましい。

#### <補足説明>

排出量の認識で確認するのは算定結果の正確性ではなく、算定の考え方の妥当性である。

## (2) 削減努力の実施

#### <基準>

#### 1. 認証対象活動等に係る排出削減の取組

- ① 認証対象活動において、排出量の削減効果がある何らかの取組を実施していること。ただし、認証区分Ⅱ自己活動オフセット支援型の場合は提供する商品・サービス等の製造・提供過程において、排出量の削減効果が見込める何らかの取り組みを実施していることとする。
- ② 商品の環境性能について、以下の基準を満たしていること。
  - A) 自動車、冷蔵庫、ルーター等、エネルギーの使用の合理化に関する法律のトップランナー基準にて一定の省エネ性能の達成が義務付けられている機器については、その機器単独で同法に基づく要件を達成していること。
    - トップランナー基準においては同一区分内での加重平均（一部の機器は加重

調和平均) が目標基準値に達成していることが要件となるが、ここでは認証対象となる機器そのものが目標基準値を達成していることを要件とする。

B) 省エネ性能等、商品特性が排出量削減と密接に関わりのある機器について、その商品特性において景品表示法違反の排除命令を受けていないこと。

## 2. 申請者自身の排出削減の取組

① 申請者自身が対象活動以外においても、排出量の削減効果が見込める何らかの取組を実施していること。

※〈参考〉申請者自身の削減取組の例として、以下の環境マネジメントシステム等に関する認証などがある。

例：ISO14001／エコアクション 21／エコステージ／KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)／グリーン経営認証／グリーン購入

### 〈基準補足説明〉

削減努力の実施は、申請者や申請者が提供する商品・サービス等における既存の法的枠組での法令順守を行っていることを前提とする。

また、基準として示されている削減努力以外にも、カーボン・オフセットの取組を行うにあたり以下のような削減努力の例を参考にすることができる。また、I-2 会議・イベントオフセットを申請する事業者は、環境省作成「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のためのガイドライン」に具体例が示されているため、そちらも参考にすること。

表3 削減努力の例

削減努力を評価する観点	削減努力の例
1. 認証対象活動等に係る排出削減の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の使用時の環境性能</li> <li>・ 自らの責任範囲（運営する工場、荷主となる物流等）内での環境負荷の水準</li> <li>・ カーボン・フットプリントの数値</li> </ul>
2. 申請者自身の排出削減の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO14001 の取得等 EMS の確立や削減計画の有無等</li> <li>・ 削減取組の自己宣言の有無とその内容カーボン・オフセットの取組の種類別の削減取組（チェックリストによる評価）</li> <li>・ ベンチマーク指標</li> </ul>

### (3) オフセットに用いるクレジット調達等

#### <基準>

#### 1. クレジットの種類

以下のいずれかの基準を満たす発行済みクレジットを調達すること。

##### ① 京都メカニズムクレジット (AAU, ERU, CER, RMU)

※ ただし、日本国内で発行される AAU 及び RMU を除く

※ AAU については排出量削減・吸収源の確保につながるものであること

(当該 AAU が排出削減・吸収源の確保につながることを申請者が証明すること)

##### ② オフセット・クレジット (J-VER) (JVR, JRM)

##### ③ 都道府県 J-VER (KVR, KRM)

#### 2. クレジットの確保

申請者は、以下の内容を明確にし、クレジットの調達に係る契約を締結する等、クレジットを確保できることを証明すること。ただし、法律等の事情による理由を別途提出し、認証機関において認められた場合はその限りではない。

##### ① クレジットが指定されていること

##### ② 無効化完了予定時期までにオフセット量に見合ったクレジットの量を確保できること

#### <基準補足説明>

(3) オフセットに用いるクレジット調達等と後述する (4) 排出量の埋め合わせの双方の基準を満たすことで初めてカーボン・オフセットの要件が満たされることとなるが、「オフセット予定認証」では、審査時には排出量の埋め合わせに関する計画を確認し、認証決定後に (4) 排出量の埋め合わせについて確認するものとする。

### (4) 排出量の埋め合わせ

#### <基準>

同じクレジットが複数の用途に用いられないようにするため (ダブルカウントの防止)、以下の基準を満たすこと。

#### 1. 排出量とオフセット量の対応関係

第2章2.(1)において算定した排出量とオフセット量が対応していること。なお、低炭素社会の実現という観点から、算定した排出量を全量オフセットすることが望ましいと考えるが、カーボン・オフセットの取組が定着するまで、当面の間の最低限の要求事項を以下に定める。

① オフセット比率

第2章2.(1)において算定した排出量に対して、カーボン・オフセットを行う排出量の比率については原則として50%以上とする。

② II 自己活動オフセット支援型における最低排出量

II 自己活動オフセット支援型において埋め合わせを行う最低量は商品等における商品等1販売単位あたり最低1kgCO<sub>2</sub>とする。

2. オフセット量と調達したクレジットとの対応関係

以下の基準を満たしていること。ただし、法律等の事情による理由を別途提出し、認証機関において認められた場合はその限りではない。

① 排出量削減または吸収のプロジェクトから発行されたクレジットのうち、オフセットに用いたクレジットとオフセット量が対応していること。

② クレジットと用途の対応関係が以下の事項を含む帳簿で管理され、その運用状況が調達記録の経理データ等と照合可能となっており運用方法が適切であることを証明できること。

A) クレジットの種類、その制度で指定されているシリアルナンバー、数量、プロジェクトの種類、プロジェクトの実施国

B) クレジットを管理する口座：保有、償却、取消、これらのステータス変更の日付

C) クレジットの用途：自社の目標達成か、カーボン・オフセットか等。後者の場合、対象商品等、数量、製造番号、使用時期、使用した制度等

D) 調達したクレジット量と使用したクレジット量の把握

E) 帳簿の管理者、点検記録、頻度

③ 予め指定したクレジットとは別のクレジットをオフセットに用いた場合は、以下の基準を満たしていること。

A) クレジットの種類が同一であること

※ただし、同一のクレジットが調達できない理由を別途提出し、認証機関において認められた場合はその限りではない

B) オフセットに用いたクレジットのプロジェクト情報について認証基準(5)情報提供にて示された事項について情報提供していること。

3. クレジットの無効化の方法

無効化の方法が適切であること。具体的には、認証有効期間終了後6カ月以内に、他の対象活動のオフセットに用いられていないクレジット\*<sup>1</sup>が償却又は取消\*<sup>2</sup>されていること。ただし、法律等の事情による理由を別途提出し、認証

機関において認められた場合はこの限りではない

※1 1 t単位で得られるクレジットを細分化してk g単位とし、それぞれ別のオフセット対象に割り当てることは妨げないが、この場合も割り当てた量とオフセット量が対応していること。

※2 国際航空、国際船舶輸送に伴う排出量のオフセット等、我が国の温室効果ガス排出量として計上されておらず償却による無効化が不適當であると考えられる場合には、クレジットが取消されていること。

<基準補足説明>

クレジットの管理については、同一の業者（オフセット・プロバイダー等）が複数のカーボン・オフセットの取組に関与している場合が少なくないため、一定の条件のもと、オフセット・プロバイダーのクレジット管理方法等を定期的に確認する仕組みを用意・活用することによって認証基準に基づく審査作業を軽減させることができる。

(5) 情報提供

<基準>

1. 情報提供

表4 情報提供一覧に示す全ての情報提供事項について、消費者がウェブサイト等を用いて容易にアクセスできる方法でわかりやすく情報提供を行うこと。

表4 情報提供一覧

	情報提供事項	詳細
(1) カーボン・オフセットに関する説明	カーボン・オフセットに関する説明	カーボン・オフセットの仕組みの説明
		地球温暖化対策の喫緊性の説明
		申請者名（認証取得者名）
		カーボン・オフセットの主体の特定※1
		認証対象活動
(2) 排出量の認識※2	算定対象範囲	認証有効期間
		算定対象排出源
	算定排出量・算定方法	対とする期間（日数、時間など）、対象とする人数（住居全体・一人当たり排出量など）、対象とする距離
		算定排出量、及びオフセット量もしくはオフセット比率
(3) 削減努力の実施	削減努力の実施	算定方法（算定式、及び算定方法の根拠とした文書）
		認証対象活動等に係る排出削減の取組
		申請者自身の排出削減の取組
		オフセット主体に対する削減努力の促進に関する

		情報※3
(4) オフセットに用いるクレジット調達等及び排出量の埋め合わせ	クレジットタイプの説明	クレジットの種類（京都クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、都道府県J-VER）
		認証プログラム名
	クレジットの調達・無効化	クレジットの調達状況・調達期限・通知方法
		クレジットの無効化状況・無効化方法
	プロジェクト情報	プロジェクト名
		プロジェクト実施国・実施地域
		プロジェクトタイプ
プロジェクト概要		
プロジェクト期間		
		プロジェクトの排出削減・吸収量
(5) その他必要事項※4	販売価格・その他支払いに関する事項	商品・サービス当たりの販売価格
		消費者の価格負担（料金への上乗せ）の有無
		その他支払いに関する事項（申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料等）
	販売事業者情報※5	販売事業者名
		運営統括責任者名
		連絡先（所在地、電話番号、e-mail）
		ウェブサイトリンク先

※1 複数の者がオフセット主体であると主張する場合には、別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張することを防止するため（ダブルカウントの防止）、オフセットの主体ごとに帰属するオフセット量を明確にすること。

※2 申請者とオフセット主体が異なる場合には、オフセット主体に対して、算定対象範囲及び算定排出量・算定方法の認識を促すものとして適切な情報提供を行うこと。

※3 申請者とオフセット主体が異なる場合には、オフセット主体に対して、オフセット主体の削減努力を促すものとして適切な情報提供を行うこと。

※4 I-3 自己活動オフセットは適用外。

※5 インターネット等の通信販売を行う場合のみ適用。

<基準補足説明>

情報提供ガイドラインで示されている、望ましい記載例を参考に情報提供を行うこと。

## 付表 認証対象と具体的な基準の一覧表

認証対象と具体的な基準		チェック	
1. 認証基準 における認証 の対象等	(1) 認証基準における申請者とオフセット主体		
	(2) 認証基準における認証の対象となる活動		
2. 具体的な 基準	(1) 排出量の認識	1. 温室効果ガス排出源の把握	
		2. 算定対象範囲の設定	
		3. 排出量の算定	
		4. オフセット量の設定	
	(2) 削減努力の実施	1. 認証対象活動等に係る排出削減の取組	
		2. 申請者自身の排出削減の取組	
	(3) オフセットに用 いるクレジット 調達等	1. クレジットの種類	
		2. クレジットの確保	
	(4) 排出量の埋め合 わせ	1. 排出量とオフセット量の対応関係	
		2. オフセット量と調達したクレジットとの 対応関係	
		3. クレジットの無効化の方法	
	(5) 情報提供	1. 情報提供	

## 参考資料 1 認証基準に基づく申請可能な想定事例

以下に認証区分に対応する代表的な申請可能な想定事例を挙げる。なお、申請可能な事例はここに挙げられているものには限定されない。

### 1. I-1 商品使用・サービス利用オフセット

#### ① カーボン・オフセット飲料

##### 【申請者：製造業者】

製造する飲料の製造時の CO<sub>2</sub> 排出量（工場内における当該製品に係る電力使用）をオフセットする。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例 1 申請者

例 2 製品購入者

##### 【申請者：流通業者】

販売する飲料の調達物流時の CO<sub>2</sub> 排出量（トラックにおける当該製品に係る燃料使用）をオフセットする。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例 1 申請者

例 2 製品購入者

#### ② カーボン・オフセット自動車

##### 【申請者：製造業者】

製造する自動車の製造時の CO<sub>2</sub> 排出量（工場内における当該製品に係る電力・燃料使用）をオフセットする。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例 1 申請者

例 2 自動車購入者

##### 【申請者：リース会社】

顧客にリースした自動車の使用時の年間 CO<sub>2</sub> 排出量（自動車における年間の燃料使用）をオフセットする。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例 1 申請者

例 2 リース顧客

### 2. I-2 会議・イベント開催オフセット

#### ① カーボン・オフセット型会議・イベント

##### 【申請者：会議・イベント主催者】

主催する会議・イベントにおける CO<sub>2</sub> 排出量（会場の電力使用）をオフセットし、ウェブサイトにて公表する。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例 1 申請者

例 2 会議・イベント参加者

### 3. I-3 自己活動オフセット

#### ① 自社内環境取組

【申請者：取組の実施者】

省エネ型蛍光ランプへの切り替えや冷暖房の温度調節などにより CO<sub>2</sub> 排出削減努力を実施し CO<sub>2</sub> 排出量を削減した上で、これらの削減努力によっても削減が困難な排出量（本社ビルでの年間の電力、ガス、水道使用量、廃棄物処理に伴う CO<sub>2</sub> 排出量）をオフセットする。

オフセット主体＝常に申請者

### 4. II 自己活動オフセット支援

#### ① カーボン・オフセット飲料（II 自己活動オフセット支援型）

【申請者：製造業者、卸売業者あるいは小売業者】

飲料 1 本購入につき、消費者一人あたり 1 kg の CO<sub>2</sub> 排出量をオフセットする。

オフセット主体＝常に申請者の提供する商品・サービス等の購入者（消費者）

## 参考資料 2 用語集

用語	解説
ISO14001	1996年に発行された、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格のことをいう。
エコアクション 21	広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度のことをいう。
エコステージ	有限責任中間法人エコステージ協会が制定、認証を行う第三者認証の環境マネジメントシステムのことをいう。環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の意図を踏まえつつ、現状の経営システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとする新しい環境経営評価・支援システムである。
オフセット・プロバイダー	カーボン・オフセットを行う際に、必要なクレジットを提供する事業者。市民向けの場合はインターネットを通じた販売が大半だが、事業者向けの場合は、相対取引での契約となる。クレジット提供のほかにも、カーボン・オフセットのコンサルティング支援をする事業者も多い。
温室効果ガス	気候変動枠組条約に規定された、地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらす物質。二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、亜酸化窒素（一酸化二窒素／N <sub>2</sub> O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）の6つを指す。

用語	解説
<p>会議・イベント開催主体、参加者</p>	<p>会議・イベント開催主体とは、会議・イベントを主催、もしくは共催する主体をいう。会議・イベント参加者とは、会議・イベントに参加する者をいい、招聘参加者と一般不特定多数参加者に分類される。</p>
<p>カーボン・オフセット</p>	<p>まず自身の排出量を認識（見える化）し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量（クレジット）で、その全部又は一部を埋め合わせる（オフセットする）ことをいう。例えば、ある事業者のビルの排出量を見える化し、省エネなどの削減努力を実施できる部分については事業者が取り組むことができるが、すべての事業活動を止めて電気を使わないわけにはいかない。このため、どうしても削減できない事業活動をオフセットするために、例えば海外で実施された排出削減プロジェクトで埋め合わせる仕組みをカーボン・オフセットという。</p> <p>よって、例えばある工場での排出削減量をクレジットとして発行し、同じ事業所のオフセットに用いることは、カーボン・オフセットではなく単なる削減努力でありこの仕組みに当てはまらない。</p>

用語	解説
カーボン・オフセットの類型	環境省指針では、カーボン・オフセットを①カーボン・オフセット型の商品・サービス、②カーボン・オフセット型の会議・イベント、③自己活動オフセットに類型化している。①は、クレジット付きの商品・サービスを指す。②は、国際会議やスポーツ大会など、開催に伴う温室効果ガスの排出を埋め合わせるものをいう。③は、家庭の電気・ガスの使用量のオフセットや、企業の本社ビルの電力使用等をオフセットするものなどをいう。
カーボン・ニュートラル（炭素中立）	市民の日常生活、企業の事業活動といった排出活動からの温室効果ガスの排出量と当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収量がイコールである状態のことをカーボン・ニュートラル（炭素中立）という。 カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であり、排出量を全量オフセットされた状態がカーボン・ニュートラルとなる。
カーボン・マイナス	市民の日常生活や企業の事業活動により生じる温室効果ガス排出量に対して、当該市民企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量・購入したクレジット量等の合計が上回っている状態をいう。
カーボン・フットプリント	商品の製造や食品の生産から輸送、廃棄に至る過程や、サービスの利用に伴って排出される温室効果ガス排出量を表示するものをいう。

用語	解説
<p>京都クレジット （京都メカニズムクレジットともいう）</p>	<p>京都議定書に定められる手続きに基づいて発行されるクレジットをいう。この京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために使われるものであり、①各国に割り当てられるクレジット(Assigned Amount Unit, AAU) ②共同実施(Joint Implementation,JI)プロジェクトにより発行されるクレジット(Emission Reduction Unit, ERU) ③クリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism,CDM)プロジェクトにより発行されるクレジット(Certified Emission Reduction, CER) ④国内吸収源活動によって発行されるクレジット(Removal Unit, RMU)の4種類がある。</p>
<p>クレジット （温室効果ガスの排出削減・吸収量）</p>	<p>温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトを通じて生成される排出削減・吸収量の総称。第三者機関によって認証されているクレジットとそうでないものがある。</p>
<p>クレジットのダブルカウント</p>	<p>ダブルカウントとは、①クレジットの購入によって排出量を埋め合わせる場合に、同じクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること。②別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張することをいう。</p>
<p>グリーン経営認証</p>	<p>交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して審査の上、認証・登録を行うものをいう。</p>
<p>KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）</p>	<p>特定非営利活動法人 KES 環境機構が制定・認証を行う環境マネジメントシステムのことをいう。 中小企業のためにより分かりやすく取り組みやすい規格として制定されたシステムである。</p>
<p>自己活動オフセット</p>	<p>市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトからのクレジットを購入することで、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの（費用は基本的に市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が自己負担）。例えば、家庭の電気・ガスの使用、企業の本社ビルの電気使用等に伴う温室効果ガス排出量のオフセット等をいう。</p>

用語	解説
自治体が制定する地球温暖化対策に関する条例	自治体が事業者に対して温暖化対策の推進のため計画の策定、実施状況の報告を求める制度のことをいう。自治体により具体的な名称や制度の内容は異なっている。
償却	京都クレジットを「償却する」とは、京都クレジットを京都議定書第一約束期間の約束達成に用いるために、日本の国別登録簿上の償却口座へ移転することをいう。京都クレジットを移転する口座は複数あり、日本を含む京都議定書附属書 I 国が京都議定書に基づく削減目標を達成するには、排出量に見合った京都クレジットが償却口座に移転されていなければならない。このため、目標達成は、実際の第一約束期間中（2008年～2012年）の排出量と償却口座内のクレジット量の比較により判断される。一方、京都クレジットを「取り消す」とは、京都クレジットを京都議定書第一約束期間の約束達成には用いないために、国別登録簿上では取消口座に移転することをいう。このため、京都議定書第一約束期間中に国内で排出される温室効果ガスをオフセットする際にクレジットを取り消した場合には、京都議定書の目標達成とは別に世界全体での温室効果ガスの削減に貢献したことになる。
トップランナー基準	エネルギー多消費機器のうちエネルギーの使用の合理化に関する法律にて指定するもの（特定機器という）の省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定するというもの。
無効化	オフセットで使用したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。
VER（Verified Emission Reduction）	京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を表すクレジット。この VER について、いくつかの民間団体が独自の認証基準を設けている。

用 語	解 説
オフセット・クレジット (J-VER)	カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する制度で、平成 20 年 11 月 14 日に開始。環境省が策定した認証基準に従い、オフセット・クレジット認証運営委員会により、オフセット・クレジット (J-VER) が認証・発行される。
都道府県 J-VER	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度により発行されるクレジットで、J-VER 登録簿上に発行されるもの。